

居宅介護サービス（障害者総合支援法） 重要事項説明書

（2025年4月1日現在）

あなたが利用する居宅介護サービスを提供開始にあたり、説明すべき重要事項は次の通りです。

1. 事業者の概要

事業者名	生活協同組合コープしが
事業所の所在地	滋賀県野洲市富波甲 972
法人種別	生活協同組合
代表者名	代表理事 理事長：白石一夫
電話番号（代表）	077-586-1112
事業所番号	2511300358

2. 事業所の概要

事業所の種類	（居宅介護）
事業所名	コープしが ヘルパーステーションぽこ野洲
所在地	滋賀県野洲市富波甲 972
電話番号	TEL 077-588-6590 FAX 077-587-1740
管理者	事業所管理者：堀内 京子
サービス提供地域	野洲市、守山市
事業所が行なっている他の業務	指定訪問介護、指定介護予防訪問介護 2571300637

3. 職員体制

	主な業務	人員
事業所管理者	居宅介護事業の総責任者、職員の労務管理等	1名（常勤）
サービス提供責任者	居宅介護計画の作成、相談業務、利用調整、従業者指導とサービス内容の管理等	4名（非常勤含む）
従業者（ヘルパー） （サービス提供責任者を含む）	居宅介護サービスの提供業務	16名（非常勤含む）

4. 居宅介護事業の目的と方針

- （1）障害者自立支援法の対象と市町村が認めた方に、利用者の立場にたった適切な居宅介護サービスを提供することを目的とします。
- （2）サービス提供責任者及び従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、居宅でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

- (3) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

5. 営業日・営業時間

事業所営業日・時間	サービス提供日・時間
日曜日から土曜日まで (年末年始 12 月 30 日～1 月 3 日までの日を除く) 9:00～17:30	日曜日から土曜日まで (年末年始 12 月 30 日～1 月 3 日までの日を除く) 8:00～20:00

* 上記以外のサービス提供時間については、ご相談に応じます。

6. サービスの区分及び内容

居宅介護計画の作成 利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた手順書を作成し、この手順書を元に居宅介護等計画を作成します。
身体介護（ご家庭に訪問し、入浴や排泄、食事などの介助をします。） 入浴介助・清拭・洗髪 … 入浴の介助や清拭（体を拭く）や洗髪などを行います。 排泄介助 … 排泄の介助、おむつ交換を行います。 食事介助 … 食事の介助を行います。 衣服の着脱の介助 … 衣服の着脱の介助を行います。 通院介助 … 通院の介助を行います。 その他必要な身体介護を行います。 ※医療行為はいたしません
家事援助（ご家庭に訪問し、調理、洗濯、掃除などの生活の援助を行ないます。） 調理 … 利用者の食事の用意を行います。 洗濯 … 利用者の衣類等の洗濯を行います。 掃除 … 利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。 買物 … 利用者の日常生活に必要な物品の買物を行います。 その他関係機関への連絡など必要な家事を行います。 ※ 預貯金の引出しや預入は行いません。（預貯金通帳・カードはお預りできません。） ※ 利用者以外の方の調理や洗濯、利用者以外の方の居室や庭等の敷地の掃除は原則として行いません。
その他、必要に応じて健康や日常生活上の状況をお伺いし、生活上のご相談や助言を行います。 ※感染症防止のため、従業者は訪問時等に手洗いをさせていただきます。

7. 利用料

- (1) 上記サービスの利用に対しては、通常9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費を代理受領する場合には、利用者は、利用者負担分としてサービス料金の1割（定率負担）を事業者にお支払いいただきます。
- ※ 1人の従業者による介護が困難と認められる場合等で、ご契約者の同意のもと2名の従業者でサービスを提供した場合は、2倍の利用者負担額をいただきます。

※事業者が介護給付費額の代理受理を行わない場合は、介護給付費標準額の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。

※利用者の希望により当事業所を「利用者負担上限額管理者」に選任される場合は、サービス開始までにお申し出ください。

(2) 利用料金

【居宅介護支援】

イ 居宅介護における身体介護・身体介護を伴う場合の通院等介助

サービス時間	30 分未満	30 分以上 1 時間未満	1 時間以上 1 時間 30 分未満	1 時間 30 分以上 2 時間未満
自己負担料金	251 円	397 円	576 円	658 円
単位数	245 単位	388 単位	564 単位	644 単位
サービス時間	2 時間以上 2 時間 30 分未満	2 時間 30 分以上 3 時間未満	3 時間以上 (844 単位に 30 分増す毎に)	
自己負担料金	740 円	821 円	82 円	
単位数	724 単位	804 単位	80 単位	

ロ 身体介護を伴わない通院等介助

サービス時間	30 分未満	30 分以上 1 時間未満
自己負担料金	104 円	193 円
単位数	101 単位	189 単位
サービス時間	1 時間以上 1 時間 30 分未満	1 時間 30 分以上 (331 単位に 30 分増す毎に)
自己負担料金	270 円	69 円
単位数	264 単位	67 単位

ハ 家事援助

サービス時間	30 分未満	30 分以上 45 分未満	45 分以上 1 時間未満	1 時間以上 1 時間 15 分未満
自己負担料金	104 円	149 円	193 円	234 円
単位数	101 単位	146 単位	189 単位	229 単位
サービス時間	1 時間 15 分以上 1 時間 30 分未満	1 時間 30 分以上 (298 単位に 15 分増す毎に)		
自己負担料金	270 円	35 円		
単位数	264 単位	34 単位		

* 初回加算（初回のみ月 1 回）・・・200 単位（205 円）

* 緊急時対応加算（月 2 回限度）・・・1 回につき 100 単位（103 円）

(3) その他の料金

- ①通常事業実施地域外へのご利用者に訪問の場合は、通常の事業実施区域を超えた地点より走行距離 1 km毎につき 20 円（消費税は外税）の交通費を別途いただきます。
- ②サービス提供上必要な交通費（買物や通院等のバス代やタクシー代等）は、実費をご負担いただきます。
- ③サービス提供上発生した電話代等は、実費をご負担いただきます。
- ④サービスを実施するにあたり、必要な水道、ガス、電気、電話の費用及び、その他必要な実費は利用者負担となります。

(4) 利用者負担金の支払い状況

基本、自動引き落としによる支払いをお願いします。

（ご指定の金融機関の口座から毎月 1 回引き落としします）

利用者負担金は、毎月当月末に締めて、翌月 27 日に利用者指定の金融機関口座から引き落としします。引き落としの際には事前に通知しますのでご確認ください。

ご都合で、自動引き落とし以外による支払方法については、ご相談ください。

8. キャンセル（利用の中止）について

- (1) 利用者がサービスをキャンセル（中止）する場合には、前日午後 5 時 30 分迄に下記へご連絡ください。

ヘルパーステーションぽこ野洲：077-588-6590

- (2) 利用者の都合でサービスを中止する場合には、サービス利用の前日までにご連絡下さい。当日キャンセルは、キャンセル料として当該利用の料金を申し受けることとなりますので、ご了承ください（ただし、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料をいただかない場合もあります）
- (3) キャンセル料は利用料の支払いと合わせてお支払いいただきます。

9. サービス利用に関する留意事項

- (1) 担当従業者は、一定の期間経過後、または状況により交替をします。
- (2) 業務内容の相談や従業者への連絡などは、すべて事務局が窓口となります。また、当事業所の従業者との個人的な契約は一切お断りいたします。
- (3) サービスは、居宅介護計画にもとづいて行います。サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は、無償で使用させていただきます。また、従業者が事業所に連絡する場合の電話を使用させていただくことがあります。
- (4) 訪問時に、利用者の体調等の理由により居宅介護計画で予定されていたサービスの実施が出来ない場合には、利用者の同意を得て、サービス内容を変更します。その場合、事業者は、変更したサービス内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。
- (5) 「受給者証」の記載内容（住所、利用者負担額、支給量など）に変更があった場合は、速やかに事業者にお知らせ下さい。また、担当従業者やサービス提供責任者などが「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。

(6) 従業者の禁止行為

従業者は、サービス提供にあたり次に該当する行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者もしくはご家族等の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり
- ③ 利用者もしくはその家族等からの金銭又は物品、飲食の授受
- ④ ご契約者の家族等に対するサービスの提供
- ⑤ 飲酒・喫煙及び飲食（移動介護等において利用者の同意を得て利用者と一緒に飲食を行う場合は除きます。）
- ⑥ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑦ その他利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動及びその他迷惑行為

10. サービス実施の記録について

本事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービスなどを記録し、利用者にその内容のご確認をいただきます。内容に、間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。なお、居宅介護計画及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供日より 5 年間保存します。

11. 事故発生時の対応

事故が発生した場合は、速やかに利用者家族及び関係機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。又、賠償すべき事故が発生した場合は、できる限り速やかに損害賠償を行う。

12. 個人情報の扱い

- （１）利用者の個人情報の使用目的は、関係法令に従い、利用者の居宅介護サービス計画に沿って、円滑にサービスを提供するために実施される関係事業者等との連絡調整において必要な場合とします。
- （２）個人情報を使用する場合は、次の条件を守ります。
 - ①個人情報の提供は、前項に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際に関係者以外に決して漏れることのないように細心の注意をはらいます。
 - ②個人情報を使用した会議、相手方、内容について記録します。

13. 緊急時の対応方法について

サービス提供中に利用者に緊急の事態が発生した場合、利用者の主治医にご連絡するとともに、あらかじめ指定する連絡先にも連絡します。

14. 人権擁護・虐待防止対応

- （１）サービスに関する虐待防止のための責任者は、事業所管理者が兼務します。

15. 非常災害時の対応

- (1) 事業所は、天災その他の災害が発生した場合には、サービスの中止、時間の変更を行う場合があります。

16. 相談窓口、苦情対応

- (1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

生活協同組合コープしが ヘルパーステーションぽこ野洲	電 話：077-588-6590 FAX：077-587-1740 窓口責任者：堀内 京子 受付時間：9：00～17：30（月～金）
-------------------------------	---

- (2) 公的機関では、次の機関において苦情の申し出等ができます。

滋賀県運営適正化委員会（あんし ん・なっとく委員会）	電話 077-567-4107 FAX 077-561-3061
野洲市障がい者自立支援課	電話 077-587-4033
守山市障害福祉課	電話 077-582-1168

年 月 日

当事業所は、本書面に基づいて、居宅介護サービスの内容及び重要事項の説明をしました。

<事業者> 所在地 滋賀県野洲市富波甲 972

名 称 生活協同組合コープしが ヘルパーステーションぽこ野洲

説明者氏名 _____ 印

<利用者> 住 所 _____

氏 名 _____ 印

(代理人) 住 所 _____

氏 名 _____ 印 (続 柄)

(家族・立会人)

住 所 _____

氏 名 _____ 印 (続 柄)